

平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省28－⑦)

政策分野名 【施策名】	担い手への農地集積・集約化と農地の確保					担当部局名	経営局（農村振興局） 【経営局農地政策課、農村振興局農村計画課/農地資源課/地域振興課】				
政策の概要 【施策の概要】	農業の生産性を高め、成長産業としていくため、担い手への農地の集積・集約化を推進する。 また、荒廃農地（注1）を再生利用する取組を推進し、荒廃農地の発生防止と解消を図るほか、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図り、優良農地（注2）の確保と有効利用の取組を推進する。					政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展				
政策に関する内閣の重要政策	食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日） 第3 2 （3） 土地改良長期計画（注3）（平成28年8月閣議決定予定） 第3 3 （1）政策目標1 ア ①農地の大区画化等や省力化技術の導入による生産コストの削減 政策目標1 ア ②担い手への農地の集積・集約化の加速化 日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定） 第2 Ⅰ 3 （2）i 農林水産業・地域の活力創造プラン（平成26年6月24日改訂農林水産業・地域の活力創造本部） Ⅲ 政策の展開方向 3 Ⅴ 具体的施策 3					政策評価 実施予定時期	平成31年8月				
施策（1）	担い手への農地集積・集約化の加速化										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を加速化していく必要があることから、今後10年間で担い手の農地利用割合を現状の5割から8割に引き上げることが目標とし、これを実現するため、各都道府県段階に整備された農地中間管理機構（注4）をフル稼働させ、同機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けるとともに、農地中間管理事業と基盤整備事業の連携等による担い手への農地の集積・集約化を図る。										
目標① 【達成すべき目標】	担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	
		基準年度		目標年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
（ア） 担い手が利用する農地面積の割合	49%	平成25年度	80%	平成35年度	年間14万ha 8万ha	年間14万ha 6.2万ha	年間14万ha	年間14万ha	年間14万ha	担い手が利用する農地面積の割合は、この10年間で、農地面積全体の3割から5割に増加しているが、農業の生産性を高め、成長産業としていくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速化するため、「日本再興戦略」及び「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」を目指すこととされた。 これを実現するため、都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、これを活用し10年間で140万haの農地を集積し、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を確立する。 土地改良長期計画においては、農地整備事業と農地中間管理機構との連携を一層強化し、農地集積に資する農地の大区画化、排水改良等の基盤整備を一層推進することにより、基盤整備完了地区における担い手への農地集積率を約8割以上に向上させることとしていることから、これを測定指標の目標値として設定した。	
（イ） 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率	-	-	80%	平成32年度	- -	80% 72%	80%	80%	80%		

施策(2)		荒廃農地の発生防止・解消等								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		荒廃農地の発生等により農地面積が減少している中、再生利用可能な荒廃農地の農地中間管理機構への利用権設定を進めることにより、荒廃農地の発生防止と解消を図る。 このため、農用地区域(注5)において農業者等が行う荒廃農地を再生利用する取組を推進する。								
目標① 【達成すべき目標】		農用地区域における荒廃農地の再生利用								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
(ア) 荒廃農地の再生利用面積	-	-	4.5万ha	平成37年	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	4.1千ha	農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成37年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標を403万ヘクタールとしている。これを達成するためには、平成37年までに荒廃農地を4.5万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これを目標として設定した。 各年の目標値については、目標年までの11年間(H27～37)において、毎年同程度の荒廃農地が再生されるものとして目標面積を設定した。
施策(3)		農地転用許可制度等の適切な運用								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業生産の基盤となる農地は、宅地等への農地転用や荒廃農地の発生により減少している中、集団的な農地や農業生産性が高い優良農地の確保を図る。 このため、国と地方の適切な役割分担の下、農用地区域内農地の総量確保の仕組みの充実を図り、併せて農業振興地域(注6)制度及び農地転用許可制度の適切な運用を図ることにより、優良農地の確保と有効利用の取組を推進する。								
目標① 【達成すべき目標】		農用地区域内農地面積の確保								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度		目標年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
(ア) 農用地区域内農地面積	405万ha	平成26年度	403万ha	平成37年度	404.8	404.6	404.5	404.3	404.1	農用地等の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成27年12月変更)」において、平成37年の確保すべき農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)の目標を、基準年となる平成26年(405万ヘクタール)よりも2万ヘクタール減の403万ヘクタールとしたことから、これを目標年度及び目標値として設定した。 なお、年度ごとの目標値については、基準年(H26)から目標年(H37)までの期間(11年間)に毎年均等で減少することとして設定した。

政策手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			28年度 当初予算額 [百万円]	関連する 指標	政策手段の概要等	平成28年行政事業レ ビュー 事業番号
	25年度 [百万円]	26年度 [百万円]	27年度 [百万円]				
(1) 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(ア) (1)-(1)-(イ) (2)-(1)-(ア) (3)-(1)-(ア)	国の農地確保に関する基本指針、都道府県の基本方針等の変更を中心として、優良農地の確保と農業振興施策の計画的な推進を図るもの。 【(1)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画では「農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率のかつ総合的な利用の促進のためのこれらの土地に関する権利の取得の円滑化その他農業上の利用の調整に関する事項」を定めることとしており、この方向性に即して各種施策が実施されることとなるため、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 農用地区域内の荒廃農地の再生を図り、荒廃農地対策の推進に寄与する。 【(3)-①との関連】 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農林水産大臣が定める「農用地等の確保等に関する基本指針」における確保すべき農用地区域内農地の面積目標を達成するために、農業振興地域制度等の適切な運用を推進し、優良農地の確保と有効利用の取組の推進に寄与する。	-
(2) 農地法 (昭和27年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(ア) (2)-(1)-(ア) (3)-(1)-(ア)	農地を農地以外のものにする 것을 規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、及び農地の利用関係を調整し、並びに農地の農業上の利用を確保するための措置。 【(1)-①との関連】 一定の要件の下で、農業生産法人以外の法人が農地を賃借することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 遊休農地及び耕作放棄される恐れのある農地の所有者等に対して、農業委員会が利用意向調査を実施し、当該農地を農地中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(3)-①との関連】 農用地区域内の農地等の優良農地は原則として転用許可を認めないこととする一方、市街地にある農地等においては原則許可を認めることとすることにより、転用を市街地にある農地等に誘導することで、農用地区域内の農地等の確保に資する仕組みとし、計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化に寄与する。	-
(3) 農業委員会等に関する法律 (昭和26年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(ア) (2)-(1)-(ア)	農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行う農業委員会の組織運営について規定。 【(1)-①との関連】 農業委員会が農地の出し手及び受け手との調整活動等を実施することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 【(2)-①との関連】 農業委員会が遊休農地及び遊休農地化の恐れのある農地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、当該農地を中間管理機構に貸し付ける方向に誘導することにより、遊休農地対策の推進に寄与する。	-
(4) 農業経営基盤強化促進法 (昭和55年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(ア)	農地の利用集積を円滑に実施するため、利用権設定等促進事業、農地利用集積円滑化事業、農用地利用改善事業等を措置することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(5) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成26年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(ア)	都道府県段階に公的な農地の中間的受け皿である農地中間管理機構を整備し、機構が農地を借り受け、担い手の規模拡大や農地の集約化の意向に配慮して転貸すること、担い手への農地の集積・集約化の推進に寄与する。	-
(6) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 (平成19年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(イ) (2)-(1)-(ア) (3)-(1)-(ア)	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、荒廃農地の発生防止・解消等に寄与する。 【(3)-①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-
(7) 土地改良法 (昭和24年)	-	-	-	-	(1)-(1)-(イ) (2)-(1)-(ア)	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)-①との関連】 本法に基づき、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 本法に基づき、耕作放棄地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	-
(8) 集落地域整備法 (昭和62年)	-	-	-	-	(3)-(1)-(ア)	良好な営農条件及び居住環境の確保を図ることが必要な集落地域について、その地域の振興と秩序ある整備を推進する。農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域の整備を推進することにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-

(9)	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律 (平成4年)	-	-	-	(3)-①-(ア)	地方拠点都市地域について、都市機能の増進及び居住環境の向上等の一体的な整備の促進並びに当該地域への産業業務施設の移転の促進に際し、農山漁村の整備の促進等に配慮。 産業業務施設等の整備に必要な用地について、優良農地の確保等農林漁業の健全な発展との調和に配慮しつつ、農業上の土地利用との調整を行うことにより、計画的な土地利用の推進に寄与する。	-	
(10)	人・農地問題解決加速化支援事業 (平成23年度) (関連:28-6)	1,109 (739)	1,393 (779)	467 (306)	197	(1)-①-(ア)	地域の農業者の徹底した話し合いにより、農地集積の方向、地域農業の将来の在り方について明確にしてい「人・農地プラン」の作成・見直しを支援し、農業の競争力・体質強化に寄与する。	0076
(11)	農地調整費交付金 (昭和21年度) (主)	93 (72)	82 (56)	76 (56)	81	(1)-①-(ア)	優良農地を確保し、農地の効率的な利用を図るため、都道府県が行う農地の利用関係の調査・調整等に要する経費について支援することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0096
(12)	都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 (昭和29年度) (主)	477 (474)	528 (527)	519 (518)	514	(1)-①-(ア)	都道府県農業委員会ネットワーク機構が農地法に基づく業務を処理するために必要な経費を負担することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0097
(13)	農業委員会交付金 (昭和60年度) (主)	4,728 (4,723)	4,718 (4,718)	4,718 (4,715)	4,718	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員会が農地法等の法令に基づく業務や農地利用の最適化の推進業務を行うために必要な経費を交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与する。	0098
(14)	農地中間管理機構による集積・集約化活動 (平成25年度) (主)	40,025 (40,025)	50,479 (44,307)	19,000 (16,273)	8,127	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が地域内の分散・錯綜する農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付けることで、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0100
(15)	国有農地等管理処分事業 (平成26年度) (主)	-	5,123 (2,222)	3,638 (2,059)	3,000	(1)-①-(ア)	農地の利用関係の調整のため、国が行う農地等の買収、国又は都道府県が行う農地等の管理及び国が行う農地等を効率的に利用して農業を行う者などへの売払いに関する事務経費。 国が農地等を買収・管理・処分し、農地の利用関係を調整することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	0101
(16)	農地利用最適化交付金 (平成28年度) (主)	-	-	-	1,961	(1)-①-(ア) (2)-①-(ア)	農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費について、活動実績及び成果実績に応じて交付することにより、担い手への農地集積・集約化や遊休農地対策の推進に寄与する(改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象とする。)	新28-0020
(17)	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:28-3、8、12、14、15、16、17、18、19、22)	-	-	-	8,000 の内数	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農山漁村の持つ豊かな自然及び「食」を観光、教育、福祉等に活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村集落が存続に向けて集落間の連携を図る取組、地域資源を活用した所得又は雇用の増大に、向けた取組、農山漁村における定住を図るための取組等を総合的に支援する。 【(1)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援するものであり、同時に行う換地や利用権設定により農地流動化を図り、目標である担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 本交付金において、生産基盤の総合的・一体的な整備や農村地域が一体となって取り組む遊休農地の土地条件、荒廃状況等の実態調査、遊休農地解消のための地域の合意形成及び土地条件整備等を支援するものであり、農用地区域内における荒廃農地の解消に寄与する。 【(3)-①との関連】 本交付金において、農地の高度利用等のための生産基盤の総合的・一体的な整備を支援することにより、農用地区域への偏入促進や除外の抑制を図るなどの計画的な土地利用の推進等により農用地区域内農地面積の確保に寄与する。	新28-0028
(18)	農地の整備(直轄) (昭和24年度) (関連:28-8)	2,347 (2,047)	1,979 (1,300)	1,422 (1,396)	1,750	(1)-①-(イ) (2)-①-(ア)	広範な農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の農業生産基盤の整備を行う。 【(1)-①との関連】 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(2)-①との関連】 荒廃農地を含む農地の基盤整備と一体的に行う換地や利用権設定により、荒廃農地の解消に寄与する。	0110
(19)	農山漁村地域整備交付金 (平成22年度) (関連:28-8、12、14、15、17、22)	190,443 の内数 (141,305 の内数)	125,722 の内数 (125,436 の内数)	102,624 の内数 (102,481 の内数)	87,320 の内数	(1)-①-(イ)	自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、農山漁村地域の防災力の向上、農林水産業の基盤整備の推進を交付金により支援。 本交付金の事業内容において、農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等を一体的に推進するとともに、農地集積による大規模な経営体の育成を推進し、農業生産基盤の整備と一体的に農地集積が進展することから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	0105
(20)	農家負担金軽減支援対策事業 (平成21年度) (主)	6,254 (6,243)	6,254 (5,358)	6,254 (4,340)	4,660	(1)-①-(イ)	土地改良事業の円滑な推進を図るため、事業を契機とした意欲と能力のある担い手の農地集積等に取り組む地域に対し、農家の負担金の軽減と計画償還の一層の推進を支援。 一定以上の農用地の利用集積を図る地域や土地改良事業の負担金の償還が困難な土地改良地区を対象に、無利子貸付や利子助成を行うことにより、土地改良事業実施地区における負担金を軽減することとあわせて、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	0103

(21)	農業競争力強化基盤整備事業 (平成24年度) (関連:28-8,15)	71,177 (66,518)	76,325 (75,629)	51,218 (51,091)	32,649	(1)-①-(イ)	農地の大区画化や排水対策、農業水利施設の整備等の一体的な推進や、畦畔除去等の簡易な農地整備、老朽化した農業水利施設の補修・更新など、地域の実情に応じたきめ細やかな整備の推進を支援。 農業生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により、農地の流動化が図られることから、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	0115
(22)	農地耕作条件改善事業 (平成27年度) (主)	-	-	9,128 (9,116)	12,274	(1)-①-(イ)	農業の競争力強化に向けて、区画拡大や暗渠排水整備による耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速について支援するとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援。 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速や稲作等から高収益作物への転換に寄与する。	0106
(23)	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金 (平成21年度) (主)	403 (403)	233 (233)	408 (369)	231	(2)-①-(ア)	荒廃農地を再生利用する農業者等の取組を支援。 本交付金は、地方単独事業と効果的に協調することにより、地域の取組の中核的な役割を担う事業として荒廃農地の解消に寄与する。	0104
(24)	特定住宅地造成事業等(農地中間管理機構等への買い取りのために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の2第2項第25号、第65条の4第1項第25号、第68条の75] (昭和42年度)	1,509 (1,585)	1,509 (1,362)	1,428 (1,399)	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (2)-①-(ア) (3)-①-(ア)	農用地区域内にある農用地が農業経営基盤強化促進法の協議に基づいて農地中間管理機構等により買い取られる場合には、1,500万円までの譲渡所得について特別控除。 買入協議によって農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に農地を売り渡すこととなった農地所有者の譲渡所得の特別控除を行うことによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなることにより、それにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(25)	農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第34条の3、第65条の5、第68条の76] (昭和45年度)	15,730 (9,586)	15,730 (8,357)	10,096 (8,934)	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	・農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業委員会のあつせん等により農地等を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・農地中間管理機構等の行う農地売買等事業により、農用地区域内にある農地等又はこれらの土地の上に存する権利を譲渡した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除 ・個人が土地改良法による換地処分において、創設換地の用に供するための不換地・特別減歩により清算金を取得した場合には、800万円までの譲渡所得について特別控除等。 【(1)-①との関連】 ・農業経営基盤強化促進法等による譲渡に対して、その譲渡所得(譲渡利益)を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。 ・換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(3)-①との関連】 農振法第8条に基づく、市町村が定める農業振興地域整備計画の達成に資するため、農振法第23条に規定する農業委員会のあつせん等を行うもの。 当該あつせん等において、土地の譲渡に伴う税の負担を軽減することにより、経営規模の拡大、優良農地の確保等に寄与する。	-
(26)	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条、第37条の4、第65条の7、第65条の8、第65条の9、第68条の78、第68条の79、第68条の80] (昭和44年度)	130 (192)	130 (2,320)	876 (814)	-	(1)-①-(ア) (1)-①-(イ)	農用地区域内の土地等を譲渡した者が、農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画により農用地区域内の土地等を取得する場合に、次のとおり課税 など ・収入金額が取得価額以下の場合には、収入金額の80%に相当する金額を超える部分に課税 ・収入金額が取得価額を超える場合には、取得価額の80%に相当する金額を超える部分に課税 農業経営基盤の強化等を図るために経営地を営農適地に移転しようとする場合について、新たな担税力が生じない事業用資産の買換え・交換に係る課税の繰延べを認めることで、買換資産の縮小や新たな資金の工面等を懸念することなく買換等に踏み切ることが可能とすることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(27)	農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予[贈与税:租税特別措置法第70条の4] (昭和39年度)	1,906 (772)	1,906 (593)	638 (447)	-	(1)-①-(ア)	農業を営む個人が、その推定相続人のうちの1人に一括して農地の全部等を贈与した場合には、一定の要件のもと、その年分の贈与税額のうち農地等の価額に対応する部分の税額が猶予され、贈与者又は受贈者のいずれかが死亡したときに免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(28)	贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税・贈与税:租税特別措置法第70条の4の2] (平成24年度)	1,906 の内数 (772 の内数)	1,906 の内数 (593 の内数)	638 の内数 (447 の内数)	-	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用を受けている推定相続人が、当該納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地等について農業経営基盤強化促進法又は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付はなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 贈与税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-

(29)	農地等についての相続税の納税猶予等[相続税:租税特別措置法第70条の6] (昭和50年度)	56,179 (47,623)	56,179 (44,086)	48,420 (43,969)	-	(1)-①-(ア)	相続人が、農業を営んでいた被相続人から相続又は遺贈により農地等を取得して農業を営む場合には、相続税額のうち当該農地等の価額の農業投資価格を超える部分については、一定の要件のもと納税が猶予される。 相続によって農地の所有者が変わっても農地としての利用が永続的に確保される仕組みを講じることにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(30)	相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の2] (平成21年度)	56,179 (47,623 の内数)	56,179 (44,086 の内数)	48,420 (43,969 の内数)	-	(1)-①-(ア)	相続税の納税猶予の適用を受けている農業相続人が、当納税猶予の適用を受けている市街化区域以外の農地について農業経営基盤強化促進法又は農地中間事業の推進に関する法律に基づき貸し付けた場合には、その貸付けはなかったものとみなし、納税猶予を継続する。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けを行った場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能になることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(31)	特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例[相続税:租税特別措置法第70条の6の3] (平成21年度)	56,179 (47,623 の内数)	56,179 (44,086 の内数)	48,420 (43,969 の内数)	-	(1)-①-(ア)	農業経営基盤強化促進法等に基づき貸し付けられた農地等を相続等した場合には、その農地等は被相続人がその死亡の日まで農業の用に供していたものとみなし、相続税の納税猶予の適用対象とする。 相続税の納税猶予の適用対象農地について、現に農業経営基盤強化促進法等に基づく貸付けが行われ、又は相続に伴い当該貸付けが行われた場合についても当該猶予が適用されることにより、農業経営基盤の強化を計画的に促進するために市町村が定めた基本構想に即した農地の利用集積を円滑に促進することが可能となることから、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(32)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条] (昭和56年度)	59 (64)	59 (67)	62 (62)	-	(1)-①-(ア)	利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→8/1,000)。 意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、登録免許税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(33)	農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減[登録免許税:租税特別措置法第77条の2] (平成26年度)	-	17 (26)	26 (23)	-	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構が農地売買等事業により農用地区域内の農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減(20/1,000→10/1,000)。 農地中間管理機構が農地を取得する際のインセンティブ措置を講じることにより、機構を介した所有権移転による担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(34)	農地中間管理事業等に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等[不動産取得税:地方税法第73条の27の5] (昭和46年度)	30 (19)	30 (16)	13 (15)	-	(1)-①-(ア)	農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農用地区域内の農地等又は開発して農地とすることが適当な土地を取得し、5年以内(5年以内に土地改良事業等が開始され、事業の完了の日が5年を超えるときは、その完了の日から1年以内)に売却又は交換したときは、納税義務を免除。 農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体が農地を取得する際の不動産取得税の納税義務を免除することによって、農地中間管理機構等が優良農地を確保しやすくなり、それにより、担い手への農地集積の推進に寄与する。	-
(35)	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に基づき農用地区域内の土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法附則第11条第1項] (昭和56年度)	57 (69)	57 (69)	68 (68)	-	(1)-①-(ア)	農用地区域内の土地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(交換による取得の場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額)。 地域の中心となる経営体への農地の利用集積を誘導する利用権設定等促進事業による譲渡に対して、不動産取得税を軽減することにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(36)	贈与税納税猶予の適用農地等の取得に係る特例措置[不動産取得税:地方税法附則第12条] (昭和41年度)	18 (28)	18 (28)	32 (29)	-	(1)-①-(ア)	贈与税の納税猶予の適用者が取得した農地、採草放牧地及び準農地については、その徴収が猶予され、当該贈与者又は受贈者が死亡したときは、納税義務が免除される。 農地の生前一括贈与を政策的に誘導することは、当該贈与を通じた農業経営の承継が早期に実現し、農業後継者の確保・育成に資することとなるとともに、民法の均分相続による農地の細分化を確実に防止することが可能となり、このことにより、担い手への農地集積・集約化の推進に寄与する。	-
(37)	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の2、第65条、第68条の72] (昭和26年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に交換処分等をした場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 【(1)-①との関連】 土地改良法による交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	-

(38)	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の4、第65条の2、第68条の73] (昭和38年度)	684 (603)	603 (354)	354 (819)	-	(1)-①-(イ) (3)-①-(ア)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡又は換地をした場合、その譲渡所得金額から5,000万円を控除。 【(1)-①との関連】 土地改良法による換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。 【(3)-①との関連】 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	—
(39)	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条、第64条、第68条の70] (昭和26年度)	611 (456)	456 (354)	354 (697)	-	(1)-①-(イ)	個人又は法人の有する資産(棚卸資産を除く。)で、法令の規定に基づいて、強制的に譲渡をし、その譲渡代金でもって代替資産を取得した場合は、譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	—
(40)	換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第33条の3、第65条、第68条の72] (昭和44年度)	10,265 (6,386)	6,386 (5,392)	5,392 (6,328)	-	(1)-①-(イ)	個人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地をし土地を取得した場合は、譲渡がなかったものとみなし、法人の有する資産で、法令の規定に基づいて換地等をし交換取得資産を取得した場合は、譲渡所得金額を損金算入。 換地処分又は交換分合は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分や交換分合の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	—
(41)	収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例[法人税:租税特別措置法第64条の2、第68条の71] (平成13年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ)	法人の有する資産(棚卸資産を除く。)が、法令の規定に基づいて、強制的に収用等された場合、それに替わる代替資産をその収用等のあつた日を含む事業年度に取得できなかったときに、その収用等に係る差益金相当額を特別勘定として繰り延べることを認め、代替資産を取得したときは圧縮記帳。 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより、対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	—
(42)	土地改良法の規定による換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地法附則第51条の2第3項] (平成14年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(1)-①-(イ)	創設農用地換地を取得した場合には、取得価格の1/3相当額を控除(対象地域を東日本大震災の津波被災区域を含む地域の換地計画に基づき取得する創設農用地換地に限定。) 換地処分は地区全体で実施されるものであり、本措置が適用されることにより対象地区全体の換地処分の円滑な実施が図られ、担い手への農地集積・集約化の加速に寄与する。	—
(43)	特定の交換分合により土地等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例[所得税・法人税:租税特別措置法第37条の6、第65条の10、第68条の81] (昭和60年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-(ア)	個人又は法人の有する土地等で、一定の要件の下で交換・分合をした場合、その譲渡所得金額を必要経費算入又は損金算入。 当該課税特例は、農振法第13条の2第2項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	—
(44)	農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合により農業振興地域内にある土地を取得した場合の課税標準の特例[不動産取得税:地方税法第73条の14] (昭和50年度)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	(3)-①-(ア)	農振法に基づく、交換分合により土地を取得した場合には、失った土地の価格又は取得価格の1/3相当額のいずれか多い額を土地の価格から控除。 当該課税特例は、農振法第13条の2第1項に基づく交換分合を実施した場合に措置されるもの。 当該課税特例において、市町村が定める交換分合計画に基づき、土地の権利の移転等を行う土地の所有者の負担を軽減することにより、当該土地の権利移転にかかる合意形成等が促進され、農業振興地域整備計画で定めた農用地区域内農地(優良農地)の確保と有効利用に寄与する。	—
政策の予算額[百万円]				43,924 <123,295>	35,679 <104,820>			
政策の執行額[百万円]				37,599 <120,866>				

(注1)「予算額計」欄及び「28年度当初予算額」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。

(注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。
また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。

(注3)複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。

参考資料

1. 各指標における実績値の把握方法及び達成度合の判定方法

施策(1)	目標①	指標(ア)	把握の方法	「耕地及び作付面積統計調査」(農林水産省統計部)及び経営局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
		指標(イ)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(2)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満
施策(3)	目標①	指標(ア)	把握の方法	農村振興局調査により把握。
			達成度合の判定方法	達成度合(%)=(当該年度実績値/当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満

2. 用語解説

注1	荒廃農地	現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地。
注2	優良農地	集団的な農地(効率的な農作業が可能な10ha以上の団地規模をもった農地。)や農業用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注3	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を一期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注4	農地中間管理機構	農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構で、同法第2条第3項の規定により農用地の利用の効率化及び高度化を促進する農地中間管理事業を行う法人。
注5	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。
注6	農業振興地域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する地域。